国民健康保険に加入の方の高額療養費の申請が簡単になります！

高額療養費の申請手続簡素化

令和8年8月診療分から開始！

簡素化手続後は原則自動振込されます！

医療費の負担が高額になった場合、診療月ごとに領収書を添えて申請が必要でしたが、今後は下記手続きを行うことで、医療機関や調剤薬局の領収書の提出や窓口への来庁が不要となります。



これまでは
・毎回申請が必要
・申請書と領収書を提出

これからは
・初回のみ申請が必要
・以後は自動振込



【手続きの方法】

①「簡素化申出書」を国保医療課へ提出
※世帯主以外の口座の場合は世帯主の押印が必要です。

②高額療養費発生

③指定口座へ自動振込
※振込に合わせて支給決定通知書を送付します。



【ご注意】
・令和8年7月診療分以前の高額療養費については、簡素化の対象にはなりません。今までどおり高額療養費支給申請書の提出が必要です。
・世帯主変更、被保険者番号変更、口座変更時は届出が必要です。
・国保税滞納世帯は対象外です。
・支給時期は診療月から約3～4か月後ですが、医療機関等の状況により遅れる場合があります。
・世帯員全員分の高額療養費が振り込まれます。世帯員別にはできません。
・医療費の一部負担金を支払っていなかった場合や支給済みの高額療養費の金額が減額となった場合は、支給済の高額療養費の一部又は全部を返還していただきます。
・自己負担額が減免されているなど都度領収書の確認が必要なときは申請の簡素化ができない場合もあります。
・【福祉医療費受給者証をお持ちの方】国保の簡素化手続をしていても福祉医療費の支給申請をする場合は、これまでどおり領収書の提出が必要です。

お問い合わせ先：
京田辺市役所国保医療課　国保係　電話64－1332　（高額療養費簡素化について）
医療係　電話64－1374　（福祉医療費について）